

## 豊中市教育・保育の質向上事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市内就学前施設における教育・保育の質向上を図ることを目的に一般財団法人豊中こども財団が実施する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金は、一般財団法人豊中こども財団が実施する豊中市内就学前施設における教育・保育の質向上に資する事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 会場利用料、会場設営費、講師謝礼、資料代、ポスター及びチラシの印刷代並びに事務費
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育・保育の質向上事業の実施のために市長が特に必要と認める経費

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費を対象として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

### (交付の申込み)

第4条 補助金の交付を申込もうとする者は、次に掲げる書類を添えて、豊中市教育・保育の質向上事業補助金交付申込書（様式第1号）を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

### (交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条

件を当該申込者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の補助金の交付の請求があったときは、速やかに概算額を交付する。

（変更交付の申込み）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第4条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第10条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定をするものとする。

（変更交付決定の通知）

第11条 市長は、前条の補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第6号）を事業完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考となる書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(施行細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。